令和２年６月　１日
国 立 科 学 博 物 館
令和２年６月 10 日一部改正
令和２年 10 月６日一部改正

# 国立科学博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策

## １．はじめに

国立科学博物館（以下「当館」という。）では、公益財団法人日本博物館協会作成の「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考にしつつ、当館において以下の新型コロナウイルス感染拡大予防対策（以下「当館の対策」という。）を講ずることとする。

「当館の対策」は、来館者数、観覧環境の状況や感染者数の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

## ２.対象

当館の対策は、主として上野本館を念頭に策定したものであり、筑波実験植物園及び附属自然教育園においてもこれに準じ、必要な感染拡大防止対策を講ずる。

## ３．基本的対処方針

「密閉・密集・密接」の「三つの密」を徹底的に避けることが重要であり、当館に来館する者（以下「来館者」という。)、当館の職員及びスタッフ（以下「職員等」という。）の感染防止対策を講ずる。

特に、密閉空間(換気の悪い空間)、密集場所(多くの人が密集している場所)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という三つの条件(三つの密)では感染拡大のリスクが高いと考えられているため、こうした場の発生を防ぎ、来館者や職員等の自己の感染予防とともに他人への感染を予防する対策を徹底する。

## ４．展示・学習支援事業の実施に際して講ずるべき具体的な対策

### （１）総論

①当館内において密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。

②上野地区においては､入館にあたって日時予約制を導入し､会場に密が発生しない程度、かつ、検温等の入館手続を実施する際に密が発生しない程度に入館人数を制限する。

③有効な対策を講じられない場合、展示・学習支援事業については中止・延期、又は展示施設の部分的閉鎖及び展示物の部分的非公開・使用停止をする。また、オーディオガイド等の貸出についても同様の扱いとする。

④感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。

⑤施設内で体調を崩し感染が疑われる来館者が発生した場合は、以下の対応とする。

イ　速やかに別室へ移し、隔離する。

ロ　対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。

ハ　救急搬送を要請した医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。

ニ　当該者が感染していたときには、保健所等との連携の下、速やかな情報公開等の事後の対策を講ずる。

⑥来館者が施設内で体調を崩し感染が疑われるような事案が発生した場合等の対応は、別紙１のとおりとする。

（２）来館者の安全確保のために実施すること

①入館前の検温等の実施により、平熱と比べて高い発熱（37.5℃以上を目安とする。）や咳・くしゃみ・咽頭痛・鼻汁等の症状（以下「風邪のような症状」という。）がみられる場合は入館をお断りする。

また、この旨を事前にホームページ等で周知をする。

②来館者の感染が判明した場合は入館予約システムの申し込み記録により、感染者の来館日時等を特定し、ホームページ上で感染者発生事実の周知を行う。なお、来館者の氏名や連絡先等の取得にあたっては、保健所等の公的機関等へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

③咳エチケット、マスクの原則常時着用、手洗い、手指の消毒の徹底について来館者への周知及び協力を依頼する。

④パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。

（３）職員等の安全確保のために実施すること

①職員等の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

②職員等に対して定期的な検温を促し、特に平熱と比べて高い発熱（37.5℃以上を目安とする。）が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、受診状況等を報告させる。さらに、風邪のような症状がみられる場合は、その状況に応じて受診等を促すなど体調管理を徹底させ、場合によっては自宅待機とする。

③職員等は咳エチケット、マスクの原則常時着用、手洗い、手指の消毒を徹底して実施する。その他、必要に応じてフェイスガードを着用する。

④職員等はユニフォーム等をこまめに洗濯する。

⑤職員等から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすため、館内放送やボード等による案内を活用する。

⑥職員等に感染が疑われる場合又は感染が認められた職員等が発生した場合は、保健所等の聞き取りに協力し、保健所等の公的機関等に必要な情報提供を行う。

⑦職員等に感染が疑われる場合又は感染が認められた職員等が発生した場合の対応は、別紙２のとおりとする。

（４）施設管理

①当館内

イ　当館内(展示室、休憩スペース、トイレ等)の清掃、消毒、換気を徹底する。特に高頻度接触部位（テーブル、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材等）の使用制限や清掃に留意する。

ロ　展示室の入口等に行列が生じる場合、最低１ｍ 以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

ハ　展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する。また、来館者がケースに触れないように掲示、館内放送等により注意喚起を行う。

ニ　清掃やゴミの廃棄を行う職員等は、マスクや手袋の原則常時着用を徹底する。

ホ　清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いや手指消毒を行う。

②窓口

イ　当館内の各受付やレジにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。

ロ　チケット窓口に行列ができる場合は、最低１ｍ以上の間隔を空けた整列を促す。

ハ　現金の取り扱いをできるだけ減らすため、電子マネー、クレジットカード、電子チケットの利用を促進する。

③休憩スペース

イ　同一グループ以外の来館者が対面での飲食をしないよう注意喚起する。

ロ　来館者が休憩するときに同一グループ以外のグループと密集、密接を避けるため、グループ間の距離を最低１ｍ以上確保する。

ハ　適宜換気を行う。

ニ　テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

④トイレ

イ　不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。

ロ　トイレの混雑が予想される場合、最低１ｍ以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

⑤レストラン等

レストラン、カフェ、ミュージアムショップ（以下「レストラン等」という。）と連携し、以下の措置を講ずる。

イ　レストラン等は現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。

ロ　レストラン等のレジにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。

ハ　レストラン及びカフェでは、家族等の一集団と他の集団との距離が最低１ｍ以上となるよう座席を配置する。

二　レストラン等は混雑時の入場制限を実施する。

ホ　レストラン等は施設内の換気を定期的に行う。

ヘ　レストラン及びカフェは食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。

ト　レストラン及びカフェの業務に従事するスタッフは、体調管理、マスクの原則常時着用及び手指消毒を徹底し、来館者に対しても入店にあたって手指消毒を促す。

チ　スタッフはユニフォームや衣服をこまめに洗濯する。

リ　ショップでは、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

⑥広報・周知

職員等及び来館者に対して、以下について広報・周知する。

イ　風邪のような症状がある場合は来館を控えること。

ロ　社会的距離の確保を徹底すること。

ハ　咳エチケット、マスクの原則常時着用、手洗い・手指の消毒を徹底すること。

５．当館における公演等の開催に際して、公演主催者が講ずるべき具体的対策

施設において、講演会、コンサート、演劇等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずることとし、その際、措置を講ずるべき主体は、公演等の主催者であることに留意し、当館との連携・協力の下で以下の対策を実施する。

（１）公演等前

①事前に把握している範囲で、各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名や緊急連絡先を把握し、名簿等を作成する。また、公演来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

②公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名や緊急連絡先を把握し、名簿等を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

③当館の対策について、全員に周知徹底を図る。

④現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。

⑤来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。

（２）公演等当日

①公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。

一　体温管理・衛生管理等を実施する。

二　マスクの原則常時着用を徹底する。

三　定期的な手指消毒を奨励する。

四　座席は原則として指定席とする。（少人数の場合は除く。）

五　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。大声での歓声・声援等があることが想定される場合は、十分な座席の間隔（異なるグループ間で座席を１席（立席の場合は１ｍ）空けた間隔）を確保する。

六　合唱等の演者が発声する公演等については、舞台から公演来場者の間隔を最低２ｍ以上確保するとともに、演者の感染リスクが低減される措置を講じる。

七　公演等中の公演来場者同士の接触は控えるよう周知する。

八　公演来場者と接触するような演出（公演来場者をステージにあげる、　ハイタッチをする等）は行わないこととする。

九　場内における会話制限を実施する。

十　公演等に係るグッズを対面で販売する場合、アクリル板や透明ビニー ルカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

②公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。

一　催事の運営に必要な最小限度の人数とする。

二　マスクの原則常時着用や手指消毒を徹底する。

三　自宅で検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱（37.5℃以上を目安とする。）がある場合には自宅待機とする。さらに、風邪のような症状がある場合も、自宅待機とするよう促す。

四　公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。

五　公演スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

③公演来場者に対する検温実施等を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。

一　来館前に検温を行い、平熱と比べて高い発熱（37.5℃以上を目安とする。）があった場合

二　咳・咽頭痛など、上記公演スタッフに自宅待機を促す症状がある場合

④公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低１ｍ以上の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

⑤公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

⑥会場内の換気を行う。

⑦券種やゾーンごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。

⑧入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。

⑨感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、４．（１）⑤と同様に取り扱う。

⑩感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（３）その他

撮影等を目的とした施設貸与については、公演等に準ずる措置を講ずることとする。

別紙１

# 新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応について（来館者）

## 【観覧中】

守衛室対応

### 館内の各現場スタッフから傷病者発生の連絡

①各現場スタッフより守衛室に第一報が入る
②傷病の状況（コロナウィルス感染の症状）、車椅子準備の有無等を確認
③感染が疑われる場合、傷病者の周囲からできるだけ他の人を遠ざける
④常設展示・博物館サービス課へ連絡→総務課（館長・理事・経営管理部長）へ連絡

常サ課

### 現場から臨時救護室（顧問室）への誘導

①臨時救護室（顧問室）への誘導のため現場へ急行
→マスク、手袋、フェイスガード着用
②現場から付き添いで臨時救護室（顧問室）まで誘導
③別の職員は臨時救護室（顧問室）の対応準備
④対応にあたった、職員・スタッフを記録する

常サ課

### 臨時救護室対応

①症状の再確認、判断
②氏名、住所等の確認、記録

常サ課

### 保健所等への連絡

①台東保健所（帰国者・接触者電話相談センター）へ連絡、指示を受ける
【台東保健所（帰国者・接触者電話相談センター）】
TEL03-3847-9402（平日午前9時～午後5時）
TEL03-5320-4592（平日夜間・休日・祝日）
②保健所の判断により、救急車を呼び保健所指定の病院へ搬送する

常サ課

### 一次消毒

想定される動線上の消毒、臨時救護室の消毒

## 【退館後】

### 退館後に感染が認められた場合

後日

### 感染が認められた場合（陽性）

保健所が感染者の行動履歴や濃厚接触者を調査
→保健所からの依頼により当日の来館者情報等を提供

所管の保健所が展示室等の消毒の必要性があると判断した場合

所管の保健所が対応に当たったスタッフを濃厚接触者と判断した場合

### 臨時休館・消毒※の実施

①館内各所へ周知
②文化庁へ連絡
③ホームページ等に
a)スタッフに感染者が発生
b)来館者に感染者が発生
c)スタッフ、来館者に感染者が発生したことによる臨時休館・消毒を掲示

### ※展示室の消毒

・保健所に相談し、その指示に従う
・範囲が特定できない場合、展示室を2週間程度閉鎖し、ウィルスが自然に死滅するのを待っての再開館も想定。なお、その場合にも、事務棟内（展示室から臨時救護室までの動線と臨時救護室）の消毒は必要

## 【入館前】

フクシスタッフ

### 入口前検温で37.5℃以上を検知

①37.5°C以上の発熱や熱・咳などの風邪症状、濃厚接触がある方は、念のため氏名と連絡先をお聞きし、入館をお断りする
｛居住地所管の保健所への相談を勧める
｛公共交通機関を使わずに帰宅を勧める
②対応に当たったスタッフを記録しておく
③常設展示・博物館サービス課へ連絡
→総務課（館長・理事・経営管理部長）へ連絡

濃厚接触者は、最終接触日から2週間程度の健康経過観察（出勤停止）

【健康経過観察】
・体調に異常がある者：
→保健所が2週間程度の自宅待機を要請
・体調に異常がない者：
→館の判断で2週間程度の在宅勤務

別紙2

# 新型コロナウィルス事案発生時等の対応（職員等）

| No. | 本人の状況 | 本人の初動対応 | 就業 | 出勤の要件 | 所属長等への報告 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 本人の陽性が判明 | 保健所の指示に従う<br>（入院又は隔離（自宅療養等）） | 年次有給休暇又は病気休暇<br>（軽症又は無症状の場合はテレワーク可） | 医療機関・保健所の指示に従う<br>（原則10～14日間は入院又は自宅療養等） | 行動履歴・接触者の抽出等<br>（別紙「体調不良の報告事項」の記載事項を報告）<br>PCR検査の結果報告等 |
| 2 | 濃厚接触者に該当①<br>（同居家族等の陽性が判明） | 保健所の指示に従う<br>（PCR検査の対象となる場合がある） | テレワーク | 保健所の指示に従う<br>（原則陽性者との最終接触日から14日間の経過観察） | 行動履歴・接触者の抽出等<br>（別紙「体調不良の報告事項」の記載事項を報告）<br>PCR検査の結果報告等（PCR検査の対象となった場合） |
| 3 | 濃厚接触者に該当②<br>（同居家族等以外の陽性者と接触） | 保健所の指示に従う<br>（PCR検査の対象となる場合がある） | テレワーク | 保健所の指示に従う<br>（原則陽性者との最終接触日から14日間の経過観察） | 行動履歴・接触者の抽出等<br>（別紙「体調不良の報告事項」の記載事項を報告）<br>PCR検査の結果報告等（PCR検査の対象となった場合） |
| 4 | 陽性者と接触<br>（濃厚接触者に該当しないと判断された者） | ５日間の自宅待機 | テレワーク | ５日間の自宅待機、<br>その後症状がなければ出勤可能 | 行動履歴・接触者の抽出等<br>（別紙「体調不良の報告事項」の記載事項を報告） |
| 5 | 濃厚接触者と接触①<br>（同居家族等の濃厚接触者と接触） | ５日間の自宅待機 | テレワーク | ５日間の自宅待機、<br>その後症状がなければ出勤可能 | 行動履歴・接触者の抽出等<br>（別紙「体調不良の報告事項」の記載事項を報告） |
| 6 | 濃厚接触者と接触②<br>（同居家族等以外の濃厚接触者と接触） | ５日間の自宅待機 | テレワーク | ５日間の自宅待機、<br>その後症状がなければ出勤可能 | 行動履歴・接触者の抽出等<br>（別紙「体調不良の報告事項」の記載事項を報告） |
| 7 | 本人がPCR検査の対象者（COCOA等） | PCR検査を実施 | テレワーク | 医療機関の受診後PCR検査の結果が出るまでの間は自宅待機<br>陽性→No.1へ<br>陰性→通常の体調であれば出勤可能 | PCR検査の日程報告（検査に至った経緯含む）<br>PCR検査の結果報告等 |
| 8 | 同居家族等がPCR検査の対象者 | 結果が出るまで自宅待機 | テレワーク | PCR検査の結果が出るまで自宅待機<br>陽性→No.2又はNo.4へ<br>陰性→出勤可能 | PCR検査の日程報告<br>PCR検査の結果報告等 |
| 9 | 接触があった同居家族等以外が<br>PCR検査の対象者 | 所属長等へ接触の状況を報告 | テレワーク | PCR検査の結果が出るまで自宅待機<br>陽性→No.3又はNo.4へ<br>陰性→出勤可能 | 接触があった日時・内容の報告 |
| 10 | 本人が体調不良<br>（平熱を超える発熱等） | 医療機関の受診（推奨） | 年次有給休暇を推奨<br>（状況により病気休暇、年次有給休暇以外の無休休暇） | 体調回復後出勤可能<br>PCR検査の対象者となったらNo.7へ | 体温・症状・いつからか等の報告 |
| 11 | 同居家族等が体調不良<br>（平熱を超える発熱等） | 特になし | 年次有給休暇を推奨 | 出勤可能<br>同居家族等が医療機関を受診<br>その後PCR検査の対象者となったらNo.8へ | 体温・症状・いつからか等の報告 |

「濃厚接触者」とは、
陽性者の発症２日前から、陽性者へ必要な感染予防策（マスク着用・手洗い等）をせずに手で触れる、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（１ｍ程度以内）で15分以上接触があった者等
※最終的には保健所が具体的状況を調査した上で判断

No.5,No.6の「本人の状況」について
当該人物が陽性と判明した場合に、当該人物の濃厚接触者に該当する可能性のある状況にあった者を想定。

No.4,No.9の「本人の状況」について
濃厚接触者には該当しないが、当該人物と一定の接触が認められる場合。

※部長級の職員に感染の疑いがある場合又は感染が認められた場合は、筆頭課の勤務時間監督者が対応

新型コロナウィルス事案発生時等の対応（所属長等の対応）

| No. | 当該職員の状況 | 所属長等の対応 | 総務課の対応 |
|---|---|---|---|
| 1 | 本人の陽性が判明 | 別紙「体調不良者の報告事項」の記載事項を聞き取り・確認し、総務課に報告<br>PCR検査の結果報告等 | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>文化庁へ報告<br>保健所とのやり取り |
| 2 | 濃厚接触者に該当①<br>（同居家族等の陽性が判明） | 別紙「体調不良者の報告事項」の記載事項を聞き取り・確認し、総務課に報告<br>PCR検査の結果報告等 | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>文化庁へ報告<br>保健所とのやり取り |
| 3 | 濃厚接触者に該当②<br>（同居家族等以外の陽性者と接触） | 別紙「体調不良者の報告事項」の記載事項を聞き取り・確認し、総務課に報告<br>PCR検査の結果報告等 | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>文化庁へ報告<br>保健所とのやり取り |
| 4 | 陽性者と接触<br>（濃厚接触者に該当しないと判断された者） | 別紙「体調不良者の報告事項」の記載事項を聞き取り・確認し、総務課に報告<br>5日間の自宅待機を当該職員に命じる | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>状況に応じて文化庁への報告 |
| 5 | 濃厚接触者と接触①<br>（同居家族等の濃厚接触者と接触） | 別紙「体調不良者の報告事項」の記載事項を聞き取り・確認し、総務課に報告<br>5日間の自宅待機を当該職員に命じる | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>状況に応じて文化庁への報告 |
| 6 | 濃厚接触者と接触②<br>（同居家族等以外の濃厚接触者と接触） | 別紙「体調不良者の報告事項」の記載事項を聞き取り・確認し、総務課に報告<br>5日間の自宅待機を当該職員に命じる | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>状況に応じて文化庁への報告 |
| 7 | 本人がPCR検査の対象者（COCOA等） | PCR検査の日程（検査に至った経緯含む）を総務課に報告<br>PCR検査の結果等を総務課に報告 | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>文化庁への報告 |
| 8 | 同居家族等がPCR検査の対象者 | PCR検査の日程を総務課に報告<br>PCR検査の結果等を総務課に報告 | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>状況に応じて文化庁への報告 |
| 9 | 接触があった同居家族等以外が<br>PCR検査の対象者 | 接触があった日時・内容を総務課に報告 | 館長、理事、経営管理部長及び他関係者へ報告<br>状況に応じて文化庁への報告 |
| 10 | 本人が体調不良<br>（平熱を超える発熱等） | 体温・症状・いつからか等を確認（特に総務課への報告は要しない） | 特になし |
| 11 | 同居家族等が体調不良<br>（平熱を超える発熱等） | 体温・症状・いつからか等を確認（特に総務課への報告は要しない） | 特になし |

別紙

令和　年　月　日

報告者：

体調不良者の報告事項

１．氏名（年齢）

２．居住地（市区町村）

３．所属

４．業務内容

５．体調不良報告を受けた日

６．体調不良の状況（発熱等）

７．体調不良に対する対処状況（通院、自宅療養中等）

８．ＰＣＲ検査等を受けた場合
※受けた日と結果が判明する日時（時間までわかると望ましい）

９．体調不良日以前２週間の勤務状況等
（１）館内での行動範囲

（２）接触者の確認

１０．接触者に対する対応状況（自宅待機等）